路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　江津市後地町三三四八番一一〇から同市後地町九七八番一〇まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十日

○中国地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲南市三刀屋町下熊谷一六七九番二から同市木次町里方五二一番一地先官有無番地まで	前	一三・〇七～四六・二四メートル	二〇・八五八キロメートル
	後	一三・〇七～四六・二四メートル	二〇・八五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市三刀屋町下熊谷一六七九番二から同市三刀屋町下熊谷一六三五番三地先官有無番地まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十日

○四国地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画公園事業九・六・一号愛媛県営総合運動公園
三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛媛県松山市上野町及び西野町並びに伊予郡砥部町上原町、原町及び宮内地内
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日　九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分市大字大分字北前田四七四九番四から同市大字大分字北前田四七三〇番一二まで	前	一三・八〇～一六・四〇メートル	〇・一四一キロメートル
	後	一三・八〇～一六・八〇メートル	〇・一四一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	大分市大字大分字北前田四七四九番四から同市大字大分字北前田四七三〇番一二まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十日

○北海道開発局告示第六十三号

網走川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百二十二号を次のように改める。

関係図面のうち、第二号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日　北海道開発局長　関　克己

（図面省略）

○北海道開発局告示第六十四号

渚滑川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付け建設省告示第八百三十二号を次のように改める。

関係図面のうち、第八号図及び第十号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日　北海道開発局長　関　克己

（図面省略）

○北海道開発局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　虻田都市計画道路事業三・四・八号中央通及び三・四・二号国道二三〇号線
三　事業施行期間　自平成十六年十月二十八日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日　北海道開発局長　関　克己